

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：国民健康保険野上厚生病院組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	103.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	103.8%

1. 「任期に定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	113.7%
本庁課長相当職	98.5%
本庁課長補佐相当職	99.8%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	109.4%
31年～35年	104.6%
26年～30年	97.4%
21年～25年	100.5%
16年～20年	101.4%
11年～15年	106.1%
6年～10年	100.5%
1年～5年	105.5%

【説明欄】

- ・医療職給料表（一）の適用を受ける職員については、給与水準が高く、勤続年数に偏りがあるため集計の対象外としている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員に関して、女性職員が大半を締め、男性職員が短時間勤務者を含む数名のみの為、集計の対象外としている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目し、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。